

説明会「有償等オンライン資料(電子書籍・電子雑誌等)の制度収集開始について」の主な質問と回答一覧

- ・ 令和4年10月26日に行った説明会「有償等オンライン資料(電子書籍・電子雑誌等)の制度収集開始について」におけるご質問と回答をまとめています(一部事前/事後にいただいたご質問を含みます)。
- ・ 回答作成に当たり、ご質問の際にいただいた固有名を削除する、いただいたご質問の順番を変更するなど、一部改変を行っています。

○納入の対象について

	質問	回答
1	2023年1月より前に出版公開したものは納入できますか。	納入義務の対象とはなりませんが、収集対象としての要件を満たしているオンライン資料について寄贈のご意向がある場合は納入をお受けします。なお、収集対象としての要件は、説明資料「有償等オンライン資料の制度収集開始について(概要)」のp.12-16をご参照ください。
2	過去の出版物の納入が可能で、現在までに出版者名が変わっている場合、出版者名は出版当時のもので申請すべきですか。	出版当時の出版者名を入力してください。
3	複数のフォーマットがある場合に、優先順位関係なくすべて納入することはできますか。	複数のフォーマットが存在する場合、優先的に収集するフォーマット以外は納入義務の対象とはなりませんが、寄贈のご意向がある場合は納入をお受けすることもあります。詳しくは納入時にご相談ください。なお、複数のフォーマットがある場合の優先順位については、説明資料「有償等オンライン資料の制度収集開始について(概要)」のp.14をご参照ください。
4	紙の出版物に、電子URLやQRコードを掲載しWEB上に誘導し、期間限定のダウンロードPDF付録を付ける場合があるのですが、こういった場合紙の出版物とは別に付録も納入する必要が出てくるのでしょうか？	付録が単体としてオンライン資料の定義を満たす場合は納入義務の対象となります。詳しくは個別にご相談ください。なお、オンライン資料の定義は、説明資料「有償等オンライン資料の制度収集開始について(概要)」のp.13をご参照ください。
5	有料会員サイトに掲載した資料(PDF)や、特定の会員だけに公開しているような資料も納入対象となりますか。	納入義務の対象となります(機密扱いのものを除く)。
6	増刷の扱いについてはどのようにになりますでしょうか。	刷違い(誤植を修正したなど、軽微な変更のもの)については納入の必要はありませんが、版違い(大きな改訂があったもの)については納入義務の対象となります。
7	電子書籍への転載許諾が取れていない図表を含むものの扱いはどのようにするとよろしいでしょうか。その場合は電子版は納入不可ということにしてよろしいのでしょうか。	オンライン資料収集制度においては、著作権法第43条の規定に基づき、当館への納入に当たって著作権者の許諾は必要ありません。出版(公開)された場合は納入義務の対象となります。詳しくは納入時にご相談ください。
8	会員制の雑誌でWEB版でオンラインで見られる場合は、納品形態が該当物(PDF,EPUB)ではない場合は納品不要という理解でよろしいでしょうか。雑誌自体は紙媒体で納入しているものです。	フォーマットの要件に合致しない場合であっても、コードの要件(ISSN等)に合致するものは納入義務の対象となります。紙媒体と同一版面に当たるかどうかは個別に確認いたしますので、ご相談ください。
9	翻訳・出版ライセンスの関係で、和書(紙書籍・電子書籍とも)としての販売期間が永続的にできない事情があります(概ね発行から数年程度)。このような場合のオンライン資料納入は、どのような点に注意する必要がありますでしょうか。	販売期間が限定されている場合も納入義務の対象となりますので、販売期間中に納入をお願いいたします。なお、著作権法第43条の規定に基づき、当館への納入に当たって著作権者の許諾は必要ありません。

○納入対象の優先順位について

	質問	回答
10	複数のフォーマットがある場合に、なぜPDFが優先されるのでしょうか。通常、PDFは底本と同一版面であるので収集の必要性が低く、除外されることも考えられるところで、リフローEPUBより優先度が低いのではないのでしょうか。	長期保存に適したもの、利用に際し汎用性が高いもの、規格が普及しているもの、内容が完全なもの等の諸要素を勘案し、現在のところPDFを優先しています。
11	作品によって1冊200pほどの電子版を、10～20pごとに分割して【分冊版】として電子版を配信することもあります。この場合その【分冊版】も納入義務対象でしょうか。内容が元の電子版と同一で、分割によって数が膨大になるので不要と認識しております。	全体版と分冊版の双方を出版されている場合は、全体版が納入義務の対象となります。分冊版の納入は不要です。
12	テキストデータを含まないPDFと、テキストデータを含むリフローEPUBはどちらを優先すればよいですか。	いずれも納入いただけるとありがたいと思いますが、どちらか一方のみの納入を希望される場合は、個別にご事情を確認しますので納入時にご相談ください。

○利用について

	質問	回答
13	国立国会図書館デジタルコレクションから販売サイトへのナビゲートは現在もありますが、リニューアル後にどう表示されるかが気になっています。リンク先はリニューアル後も1箇所だけでしょうか？	国立国会図書館デジタルコレクションでは、各資料のメタデータに「上位資料URL」という各資料の掲載元のURLを記載していることがあります。このURLにアクセスすると、販売サイト等の掲載元に遷移することが可能です。リンク先は1か所だけとなります。なお、国立国会図書館サーチにおいては、販売サイトへのナビゲート機能(「書店等で探す」機能)が付いています。

14	著作者から許諾を得られない場合、一般への利用提供はせずに、アーカイブのみとすることになるでしょうか？	著作権法第43条の規定に基づき、当館への納入に当たって著作権者の許諾は必要ありません。納入されたオンライン資料は国立国会図書館デジタルコレクションに収録して、原則として国立国会図書館の施設内でのみ利用可能としています（権利者から許諾を得られた場合のみ、インターネット公開を行います）。
15	国立国会図書館内の端末限定で扱うものとインターネット公開に大別されると思いますが、国会図書館に納入する以上、もはや制限をかける意味はないようにも思います。ネットで見ようとしたときに見られない状態が多いというのは、利用価値が下がることにならないでしょうか。	納入されたオンライン資料を全てインターネット公開した場合、出版ビジネスを阻害することを懸念する意見があることを踏まえ、納入されたオンライン資料は国立国会図書館デジタルコレクションに収録して、原則として国立国会図書館の施設内でのみ利用可能としています（権利者から許諾を得られた場合のみ、インターネット公開を行います）。
16	資料の利用について、館内閲覧のみテキストコピー不可とするのは可能でしょうか。	国立国会図書館の施設内で利用に供するオンライン資料の複写については、令和5年1月中旬から館内プリントアウト及び遠隔複写のサービスを実施する予定です（対象はPDFファイルのみ）。このサービスは紙へ印字するもので、テキストや画像のデジタルデータの提供は行いません。なお、このサービスは著作権法の範囲内で実施するものなので、複写の制限等の措置は原則として行いません。

#### ○DRM(技術的制限手段)について

	質問	回答
17	納入方法の選び方における「DRMあり」は、いわゆるソーシャルDRM(ダウンロード者固有のIDなどが埋め込まれた状態のファイル)も含まれますか？	①長期にわたる保存、②保存のための複製、③複数の端末での閲覧のうち、少なくとも一つが不可能であるような制御・制限を行う措置を行っている場合は、「DRMあり」と扱うこととなります（「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」(令和3年3月25日納本制度審議会答申)、p2-3)。ソーシャルDRM(フットプリント等)が付与されている場合は、保存・複製(印刷も含む。)・閲覧に支障がなければ、「DRMなし」と扱うこととなりますので、そのまま納入可能です。もしいずれかに支障がある場合は、「DRMあり」と扱うこととなりますので、DRMのない状態のファイルの納入をお願いします。
18	DRMのついた有償コンテンツで、かつ専用機器が無いと閲覧できない場合の扱いはどうなるのでしょうか。納入にあたり、貴館がコンテンツと共に専用機器をご購入いただくということになりますでしょうか。	納入義務の対象となるオンライン資料は、コード又はフォーマットの条件に合致するものであることが前提です。また、当館の機器で利用提供可能なDRMのない状態のファイルの納入をお願いします。当館が機器を購入するという想定はありません。
19	コピーや抽出NGのDRM付き(印刷、保存はOK)PDFは、そのまま納入してよいでしょうか。	①長期にわたる保存、②保存のための複製、③複数の端末での閲覧のうち、少なくとも一つが不可能であるような制御・制限を行う措置を行っている場合は、「DRMあり」と扱うこととなります。保存・複製(印刷も含む。)・閲覧に支障がなければ、「DRMなし」と扱うこととなりますので、そのまま納入可能です。もしいずれかに支障がある場合は、「DRMあり」と扱うこととなりますので、DRMのない状態のファイルの納入をお願いします。

#### ○収集の方法について

	質問	回答
20	DRM付きコンテンツについて、アカウント(パスワード)をお渡しすることで、NDLに自動収集していただくことは可能でしょうか。	有償販売サイト、会員サイトについて、国立国会図書館がログインした場合にDRMがないものを収集可能であれば、自動収集が可能です。DRMが付与されている場合は、別途DRMのないものを送信システムを使ってご納入ください。
21	オンライン送信システム「デジデポ」のID・パス発行申請はどのくらい時間がかかるか。	ID/PW申請から通知までの時間は早ければ当日中、遅くても数日中に対応しています。
22	納入方法のうち「送付」について、DVD-R以外の媒体(HDDやUSB)は使えないか。	媒体への補償については法規上DVD-Rのみ金額を定めていることから、DVD-Rでの送付をお願いします。詳細は個別にご相談ください。
23	紙と同様、電子書籍も取次を通しての収集は行わないのでしょうか。(複数質問あり)	現時点では発行者の方からご納入いただくことを想定しています。電子取次を介した収集については今後の課題と考えています。
24	オンライン収集について、有償DRMなしの電子書籍は自動的に収集されますか？	当館がアクセスできる場所にDRMのないファイルがあれば自動収集は可能です。お申出の際にご相談ください。
25	送信による納入の場合、同一pdf内での公開部と非公開部の混在という形は認められるのでしょうか。	納入されるオンライン資料は、出版・販売されているものと同一内容のものを納入してください。納入されたオンライン資料は国立国会図書館デジタルコレクションに収録して、原則として国立国会図書館の施設内でのみ利用可能としています（権利者から許諾を得られた場合のみ、インターネット公開を行います）。なお、機密扱いのものは納入義務の対象ではありません。詳細は個別にご相談ください。
26	納品方法が「送信(国会図書館のシステムにアップロード)」の場合、メタデータはDLしたexcelに入力→アップロードする、本データ(PDFやEPUB)も国会図書館のシステムに直接アップロードする、という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。

27	納品時のデータ形式はどのような形式である必要があるか。	DRMが付されている場合はDRMを付す前のファイルをご納入ください。複数のファイルフォーマットがある場合は、PDF、EPUBを優先して納入をお願いします。その他、ご不明の点は個別にご相談ください。
----	-----------------------------	--

○同一版面について

	質問	回答
28	紙媒体と同内容の電子書籍を販売していますが、紙媒体と電子書籍が同一の内容の場合、申請することにより、紙媒体のみの納本と理解しましたが、その理解でよろしいでしょうか。	内容が同一であることに加え、レイアウトが同じであることも必要になります。また、紙媒体が先に納入され、電子書籍が紙媒体と同じ内容であることを当館が確認した場合に、同一版面として納入義務の対象外となります。
29	版面が同一なので除外されることは、一点一点PDFをお送りして確認いただかないといけないのでしょうか。	同一版面の確認の際に、毎回PDF等のファイルを提出していただくことは想定していません。まずファイル形式等についてお聞きして、同一版面かどうか確認を行うことを考えています。そうしたやりとりで確認できない場合は、ファイルを提示していただき、確認する可能性があります。
30	紙媒体には広告ページがあり、PDF媒体には広告ページのみ除外されている(それ以外は同一)場合、同一版面とはならないのでしょうか。	広告ページのみが除外されている場合は同一版面になるものとみなします。同一版面のお申出時に確認しますので、お申出の際にお知らせください。
31	PDF(紙と同一版面)とEPUBで電子書籍を販売している場合、PDFの納品は不要かと思いますが、EPUBの納品の必要は有り、という理解でよろしいでしょうか。	個別に確認しますので、同一版面のお申出の際にご相談ください。
32	紙と電子の同一版面について質問です。内容・デザインは同等で固定型の場合、発行の出版者のみ異なる場合は電子について提出は必要になるのでしょうか。紙と電子で発行元が異なるケースです。	個別に事情を伺いますので、お申出の際にご相談ください。
33	古い雑誌の複製版を出版しています。そのままスキャンして電子書籍化をしているので、違うところは、下部にヘッダを付けているだけです。その場合は、同一版面となるのでしょうか。また、出版社も違います。	個別に事情を伺いますので、お申出の際にご相談ください。
34	紙と同じ版面だったら納入不要とご説明ありましたが、いわゆるリフロー型のコンテンツの場合、紙と本文の内容は同じでも納入義務はあるという事でしょうか。(複数質問あり)	リフロー型のコンテンツの場合、本文の内容が同じでもレイアウトが可変であるため、同一版面とはならず、納入義務があります。
35	月刊誌(単行本)を紙媒体で出版しており、その内容を一部変更(電子版での使用注意、広告削除、写真のぼかし等)を入れたPDF版を有料で会員に配信しております。そのPDF版につきましても、納入の必要があるのでしょうか。	個別に事情を伺いますので、お申出の際にご相談ください。
36	PDFや固定型EPUB形式で販売している書籍は、紙書籍とあきらかに「同一版面」なのですが、版元側でそのように判断して納入しないことは、望ましくないのでしょうか。	お申し出いただけないと同一版面であることが当館側で確認できませんので、お申出はいただきたく思います。お申し出いただくまでに当館から納入のお願いをさし上げることがあります。なお、同一版面のため収集対象外となるのは、紙媒体の資料が納本されていることが前提となります。
37	同一版面である場合は納品不要、というのは「紙書籍からスキャンすることで代替可能だから」でしょうか。あるいは、「館内には紙書籍があるから電子版は所蔵しない」ということでしょうか。前者であれば、出版社は、納本するもの・しないものを区別して対応するよりも、全部まとめて納本するほうが手間が省けます(少なくとも当社は)。	出版者の方のご負担をできるだけ減らすため、同一版面であれば収集の対象としないこととしていますが、同一版面であっても、納入いただける場合にはぜひご納入をお願いします。この場合、同一版面確認のためのお申出は必要ありません。

○制度について

	質問	回答
38	「概要」の「4 オンライン資料の制度収集」の「納入義務者とは？」のところで、国立国会図書館法の「公衆に利用可能にした者」の解釈につき、「～の一連の行為の主要部分をおこなう者」をいうというような説明がされました。書き取れなかったので、いつでも見られるようにサイトなどに記載していただけますでしょうか。また、法律の文言から素直に出てくる解釈ではないと感じました。法案審議の過程などで示された解釈なのでしょうか。解釈の出典をお示しください。	国立国会図書館法第25条の4第1項にある「公衆に利用可能とし」とは、サーバにファイルを置く行為等を個別に指すのではなく、ある特定の情報をインターネット等を通じて提供しようとする発意から実施に至る一連の行為を指します。一連の行為のうち主要な部分について関与した者が提供義務を負うと解されています。原則として、出版社が提供義務者となり、配信を電子書店等に外部委託していたとしても、当該電子書店等が提供義務を負うわけではありません。この解釈は、有体物の納本制度における納本義務と同じ考えに立つものです。(参考:「国立国会図書館月報」581号、2009.8)< <a href="https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1001142">https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1001142</a> >
39	納入に際し、代償金はあるのでしょうか。	DVD-Rに格納して送付する場合、媒体費用と送料を補償します。ファイル本体に対する補償はありません。ファイル本体に対する補償については、2021年の納本制度審議会の答申において、当館へ資料を提供するための複製費用は軽微で補償を要するほどの額にはならず、利用による経済的損失についても、紙媒体の資料などと同等の利用形態であれば補償を要しない、とされており、そのため、ファイル本体に対する金銭補償は、ファイル本体が有償であっても無償であっても、設けない形となっています。
40	納入に際し、代償金がない、ということは、過料もないのでしょうか。	紙媒体の納本制度には過料はありますが、ご認識のとおり、オンライン資料収集制度に過料の定めはありません。

41	紙媒体の納本制度のように納本期限が設けられておらず、過料の考え方もない、ということは、出版側の意向で納品しないことや引き延ばすことは可能です。網羅的な収集は当面は協力ベースということになると思いますが、その理解でよろしいでしょうか。法律上の処罰対象として貴館が動くケースとしてはどのようなものが考えられますか。	現段階では罰則規定は設けないことが妥当であるとする納本制度審議会の答申を踏まえ、罰則規定はありませんが、オンライン資料収集制度は法律(国立国会図書館法第25条の4)に基づき、実施しているものです。当館としては、納入義務の対象となるオンライン資料を発行された出版者の方には速やかに納入をお願いしたいと考えています。今後は本制度の周知を図り、出版者の皆様のご理解・ご協力を得て、包括的な収集を実現していきたいと考えています。
42	「発行から〇月以内に納品」等といった期限があるのでしょうか。	納入の期限は法規等で定めていませんが、発行後できる限り速やかに納入をお願いします。

○その他

	質問	回答
43	PDFの納品の場合、単ページでの納品になりますか？見開きでも可能ですか？	PDFの見開き設定については特に指定はありませんので、どちらでも問題ありません。
44	リポジトリにあるものは除外(自動収集?)となるようにきいているのがいかがでしょうか。	リポジトリとして当館が収集除外としたものに含まれるオンライン資料は、納入義務の対象ではありません。リポジトリに掲載されているオンライン資料を自動収集する予定はありません。
45	「営利企業で構成する組織が運営するリポジトリ」について、現在調整が進んでいるものはあるか。また、リポジトリを認定した場合、NDL側で広報の予定はあるか。	現在、認定に向けて調整を進めているものがあります。認定した場合、当館からの広報の予定はありません。
46	ePubやPDFの要件・仕様が欲しいです。ePubでは特に画像解像度、PDFでは特にフォントの埋め込みです。また、ePubは特定のビューアソフトの性能を活かそうとすると、他のビューアソフトではエラーになる場合がありますので、そのあたりの範囲も知りたいと思います。	PDFの電子データ形式は、長期的な保存及びアクセシビリティ確保のため、PDF/A(ISO 19005)を推奨します。外部情報源(外部フォント等)を参照していないこと(フォントを埋め込んだファイルとすること)が望ましいです。なお、DRMが付いているファイルについては、当館での保存、複製、印刷、閲覧に支障がないようにDRMがない状態としていただくことが必要です。暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと(文書を開くパスワードの設定及び印刷を制限するパスワードの設定は行わないこと)などの対応をお願いします。EPUBについては、EPUB3.0が最も一般的なフォーマットと考えられますが、現在のところ画像解像度等について推奨すべき基準等をお示することはできません。できる限り長期的な保存及びアクセシビリティを確保できる形式で作成をお願いします。DRMが付いているファイルについては、上述したPDFと同様の対応をお願いします。